



問 日々報道される、市民に不安を与えている、

- ① アスベスト飛散
- ② ダイオキシン
- ③ 電磁波の人体影響
- ④ 地震災害見えない恐怖におびえる住民に對し、市の対応が求められる。

具体的な対策があるのか、指導方法は、予防原則から個々に安全対策、周知徹底を図るしか現状回避できる手だてがないのだろうか、特にアスベスト問題は、死亡者も出てい

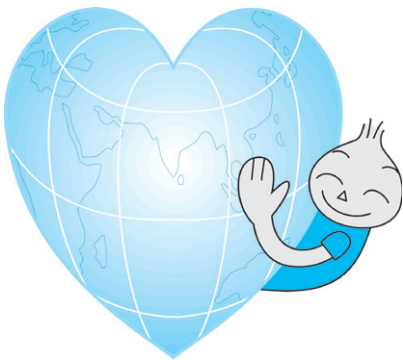
ることから関心の高さが伺える。
将来に亘り危険を予知し、いち早く回避する事が重要であり、見えざる危機についての考えを伺う。

答 総務部長

総合防災訓練が当地で実施されたことによる成果や課題、体験等の結果を点検し、避難体制づくりや防災体制の確立に努めていきます。

答 市民環境部長

石綿を使用した建築物等が解体の時期を迎え、国は石綿障害予防規則を定めて、解体等の作業における曝露防止対策等の充実を図つ



ていますし、県でも建築業界に周知が図られております。市としても、わかりやすい広報等に努めます。ダイオキシンについても作業基準や環境保全に係る通達が出され、解体方法や安全対策が研究され、より適切な方法での実績があります。電磁波は、複雑かつ広い分野に及ぶ事柄であり、WHOをはじめ大学や専門機関等で研究されていますが、人体に及ぼす影響は研究途上であり、今後の情報に注視します。



問 アスベスト原則使用禁止の昭和50年、健康被害発症の恐れを知りつつ情報開示しなかった、行政の責任が問われるところである。永年、アスベスト建材を扱ってこられた業者（市民）に対し、特殊健康診断の実施をしてはどうか尋ねる。9月1日、当市は大阪府吹田市とフレンドシップ交流及び災害時の相互応援協定を締結された。今回、締結に至る合併協定三項目の根拠、そして何故、

吹田市だけを急がれたのか、又、今後の当市の方向性、新たな交流先の模索を尋ねる。災害時における交流先への応援物資、及び当市民に対する、物資の備蓄は最低どのくらい必要とされているのか尋ねる。

答 市民環境部長

飛散性の強いアスベストは昭和50年に禁止されており、現在国においては、厚生労働省を中心にアスベスト関連被害者救済のための特別処置が検討されています。現時点では建物保有者がこの問題に對し正しい知識を持つて、解体や改修作業にあたっていただくため関係機関と連携を図りながら広報に努めます。

答 企画部長

吹田市との締結は旧今津町に「吹田市立少年自然の家」が設置され25年間交流してきた経緯から合併前に提案

されていたものです。今般高島市が目指す地域交流の方向性と基本的に合致している事から「災害時の相互応援協定」と併せて調印をしました。支援物資は、水や保存食、乳幼児食、毛布などです。

